

令和元年第4回定例会

伊南行政組合議会会議録

伊 南 行 政 組 合 議 会

令和元年第4回伊南行政組合議会定例会議事日程

令和元年12月24日

午後2時30分開会

組合長あいさつ

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程及び提案説明

議案第13号 伊南行政組合職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

議案第14号 伊南行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

議案第15号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第16号 伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第17号 伊南行政組合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第18号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例及び伊南行政組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

議案第19号 令和元年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）

議案第20号 令和元年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第1号）

日程第4 議案に対する質疑及び委員会付託

日程第5 委員長報告、質疑、討論及び採決

組合長あいさつ

出席議員（17名）

1番	三原一高	2番	小原茂幸
3番	氣賀澤葉子	4番	竹村知子
5番	小林敏夫	6番	宮下稔
7番	池上善文	8番	堀内克美
9番	竹沢秀幸	10番	橋場みどり
11番	折山誠	12番	山崎啓造
13番	中塚礼次郎	14番	松澤文昭
15番	天野早人	16番	城倉栄治
17番	宮井訓		

説明のために出席した者

組合長	杉本幸治	副組合長	下平洋一
副組合長	宮下健彦	副組合長	小田切康彦
助役	堀内秀	事務局長	平岩肇
会計管理者	馬場昭一	病院事業管理者職務代理者	村岡紳介
病院事務長	市瀬憲治	病院経営企画室長兼 新病院建設準備室長	倉田貴志
病院総務課長	渋谷昭二	駒ヶ根市民生部長	中村竜一
飯島町住民税務課長	那須野一郎	中川村住民税務課長	村澤ゆかり
宮田村住民課長	浦野康之		

事務局職員出席者

事務局次長	松澤京子
事務局書記	奈良崎護
事務局書記	吉澤照代

本日の会議に付議された事件

議事日程記載のとおり

午後2時30分 開会

○次 長（松澤 京子君） それでは、御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）

○議 長（山崎 啓造君） 皆さん、こんにちは。（一同「こんにちは」）

いずれの市町村でも12月議会が閉会し、ことしも残りわずかとなりました。

この一年を振り返ってみますと、30年余り続いた平成が幕を閉じ、令和という新たな時代を迎えました。さまざまな話題がありましたが、消費税増税とそれに伴うキャッシュレス化やポイント還元など、各種の経済対策の話題、スポーツ界では団体競技も個人競技も世界の舞台で多くの選手が活躍する一方、有名選手の引退などもありました。

また、国内外で大きな災害が相次ぎ、中でも台風19号により千曲川が決壊し、同じ県内に大災害が発生したことは、いまだ記憶に新しいところであります。住民に対する行政組織の対応は、必ず助けに行くという言葉がけで高い評価を得たものがある一方で、必要な情報が十分提供されなかったということなども報じられ、多くのことを考えさせられました。

一方、伊南の事業に目を向けますと、約10年をかけて検討してきた衛生センターの整備が来年度末を予定する新規稼働に向けていよいよ始められました。

また、新病院建設については、あり方検討委員会から提言書が出され、11月の臨時全協で説明があったところであります。今後みんなが一丸となり、地域のニーズに合った新しい病院について議論を深めていかねばなりません。

伊南4市町村の抱える課題は、個々に違いがあると思いますが、人口が減少する中、地域住民が安心・安全な生活を続けていくために必要となる共通課題の解決に向けて、それぞれが知恵や特色を生かしつつ、スケールメリットなども考えながら、よりよい関係のあり方を考えていくことが必要不可欠であります。伊南行政組合議会がしっかり役割を果たしていけるよう、皆さんの活発な御議論をお願いいたします。

この冬はここまで比較的過ごしやすい日々が続いていますが、寒い時期でございます。地域の皆様が笑顔で明るい年を迎えられることをお祈りし、会議を進めたいと思います。

議員定数17名、ただいまの出席議員数17名、定足数に達しておりますので、これより令和元年11月22日付、告示第7号をもって招集された令和元年第4回伊南行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に従い会議を進行いたします。

初めに組合長よりごあいさつをお願いいたします。

○組 合 長（杉本 幸治君） 令和元年11月22日付、告示第7号をもって令和元年第4回伊南行政組合議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、年末のお忙しい中、御出席を賜り、心から感謝を申し上げます。

また、11月12日に告示をされました飯島町長選挙において伊南行政組合副組合長として御尽力をいただいております下平洋一町長さんが見事再選を果たされました。下平町長さんに心からお祝いを申し上げますとともに、ますますの御活躍を御祈念申し上げる次第でございます。

さて、平成が終わり新たな令和という時代の幕開けとなったことしも、早いもので残すところあと1週間ほどとなりました。

ことしを振り返ってみますと、台風の影響による豪雨災害や土砂災害など、日本各地で多くの自然災害に見舞われた年でありました。特に10月12日に上陸をした台風19号の強烈な風雨の影響による千曲川流域での河川の氾濫、越水や堤防の決壊により多くの建物で全壊や半壊、浸水被害の発生、さらには死傷者を出すなど、千曲川流域の東北信を中心に甚大な被害をもたらしました。改めてお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。また、被害に遭われた皆様に心から御見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を願うところでもあります。

次に、地域経済の状況につきましては、直近の長野経済研究所の調査によりますと、県内の景気動向は緩やかに回復しているが、一部には弱さも見られるとしています。生産は減少し、個人消費も消費税増額の反動減と台風19号の影響により、前年同月を大きく下回っております。

また、県内の有効求人倍率は、3ヶ月連続で全国を下回っている状況でございます。今後は、米中貿易摩擦の影響など、海外の動向に伴う景気の下振れリスクに注視をしていく必要があるとしています。

今後の景気動向による伊南地域への影響は不透明な状況にありますが、引き続き国の動向を注視しながら効率的な事業運営に努めるとともに、伊南地域が快適で活力ある持続可能な地域としてあり続けるために、広域連携のメリットを生かし、さまざまな課題に向けて協力し合っていくことが大切と考えております。

さて、伊南行政組合におけます各事業の進捗状況でございます。

まず、伊南聖苑につきましては、老朽化が進んでおります火葬炉の全面積みかえ工事を一昨年度から順次実施をしており、3炉ある火葬炉全てについて今年度で全面改修を終えるところでございます。

次に、伊南衛生センターの基幹的整備改修事業についてでございますが、長年にわたり検討をしてきた整備方針に基づいた計画により進めております。8月議会で契約締結の議決をいただき着手をした後、令和2年度末からの新施設稼働に向け、現在は実施設計、詳細設計の段階であり、今後、機器の製作と施設内への設置を行ってまいります。地元への丁寧な説明を行い、御理解を得ながら進めてまいりたいと考えております。

次に、病院事業でございますが、病院の今年度上半期の収支状況は、患者数は前年度に比べ入院が4.1%、健診が3.9%減少しておりますが、外来は1.7%の増加となりました。病院事業収益全体では、前年度対比2.9%の増加に対して、病院事業費用は6.4%増加し、上半期の純利益は5億1,600万円余で、前年を13.4%下回るものの、比較的良好な経営状況で推移しております。今後、年度後半の動向に注視をしながら、引き続き医療関係機関などとの連携を推進しながら経費圧縮に努め、安定した経営体制の実現に向けて努力をしております。

また、去る11月18日には病院あり方検討委員会より提言書が提出をされたところでございます。今後、基本構想の策定を初め新病院建設に向けて着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、医師数ですが現在29名で、前年同期より1名減少しております。信州大学へ常勤医師の派遣要請を継続して実施するなど、今後も一層、医師招聘に努め、チーム医療の推進を進めてまいります。

それでは、今議会に提案を申し上げますが、条例案件6件、補正予算2件の計8議案でございます。

条例案件ですが、職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例は引用条文を整備する改正であります。

また、会計年度任用職員の制度が創設されたことに伴い会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定めるため会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定と病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正、また、それに関連します地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定と職員の育児休業等に関する条例の一部改正を提案するものであります。

次に、給与条例ですが、国家公務員の職員の給与改定に準じて一般職の職員及び任期つき職員の給料及び手当の改定を行うものであります。

なお、病院事業職員の給与につきましても規定で定めておりますが、同様に改定をすることとしております。

次に、補正予算であります。一般会計では昨年度から不具合を生じております伊南聖苑の空調設備の改修工事について今年度中に設計に着手をしたいため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

また、病院事業会計では、診療単価の上昇によります医業収益の増加と薬品費及び診療材料費の増加、職員給与の改定と人事構成の変動に伴います人件費の補正をお願いするものでございます。

今議会に提案を申し上げますこれらの案件につきまして、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

以上を申し上げます、第4回定例会開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山崎 啓造君） それでは、ここで飯島町長として2期目を迎えられました下平副組合長からごあいさつをお願いいたします。

○副組合長（下平 洋一君） 御紹介いただきました飯島町長の下平でございます。

来る人、去る人、また来た人、人生悲喜こもごもでございます。しかし、私たちは、任期4年の中、全身全霊で地域発展のために一生懸命頑張る使命を担っています。よろしく御指導、御鞭撻のほどお願い申し上げます。

ありがとうございました。（一同拍手）

○議長（山崎 啓造君） それでは、ただいまから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員は、会議規則第78条の規定により5番 小林敏夫議員、6番 宮下稔議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について議題といたします。

本定例会は、去る12月19日の議会運営委員会において本日1日と決定されております。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 啓造君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定しました。

日程第3 議案の上程及び議案説明を行います。

議案第13号 伊南行政組合職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

議案第 14 号 伊南行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

議案第 15 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第 16 号 伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 17 号 伊南行政組合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第 18 号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例及び伊南行政組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

以上 6 議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（平岩 肇君） それでは、議案 13 号 伊南行政組合職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

議案書 13-1 ページをお願いいたします。

提案理由ですが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い所要の改正を行うものでございます。

この法律は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他権利の制限に係る措置の適正化等を図るものでございます。

13-2 ページをお願いいたします。

第 1 条の伊南行政組合職員の分限に関する条例第 6 条の規定は、職員の失職の特例を定めています。地方公務員法第 16 条の規定から第 1 号の成年被後見人等に係る欠格条項が削除されたことに伴い条文を整理するものでございます。

第 2 条の伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例第 18 条及び第 18 条の 2 の規定は職員の期末手当の支給及び支給制限を、第 19 条は勤勉手当の支給を、第 21 条は休職者の給与を定めています。いずれも、前条同様、地方公務員法第 16 条の規定から第 1 号の成年被後見人等に係る欠格条項が削除されたことに伴い条文を整備するものでございます。

第 3 条の伊南行政組合職員退職手当支給条例第 12 条の規定は懲戒免職処分などを受けて退職した場合の退職手当の支給制限を定めています。前 2 条と同様、地方公務員法第 16 条の規定から成年被後見人等に係る欠格条項が削除されたことに伴い条文の整備をするものでございます。

附則としまして、第 1 項ではこの条例は公布の日から施行するもの、第 2 項は施行の日前に行われた処分等に関する経過措置を、第 3 項は給与の支給に関する経過措置を、それぞれ定めるものでございます。

説明は以上です。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案書 14-1 ページをお願いいたします。

議案第 14 号 伊南行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について提案説明を申し上げます。

提案理由であります、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により会計年度任用職員制度が導入されるこ

とに伴い、給与及び費用弁償等の給付について規定を整備するため新たに本条例を制定するものでございます。

初めに概要につきまして御説明申し上げますので、お配りしてございます議案第14号15号16号資料、3枚つづりのものでありますけれども、ごらんをいただきたいと思っております。

なお、関連がございますので議案第15号16号につきましても資料によりましてあらかじめ概要を説明させていただきます。

資料の1ページ、議案の3条例の制定及び一部改正のもととなります地方公務員法及び地方自治法の一部改正の概要でございます。

1の一部改正の概要にありますように、臨時・非常勤職員について特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、給付について規定を整備するものでございます。

2の地方公務員法の一部改正は、(1)にありますように、特別職の任用及び臨時的任用を厳格化するもので、①の特別職については職を法令上限定的に定め、②の臨時的任用につきましては対象を国と同様に常勤の職員に欠員を生じた場合とするものです。

(2)の一般職の非常勤職員については、これまで任用等に関する制度が不明確であったことから会計年度任用職員に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化するものでございます。

3にありますように、地方自治法の一部を改正し、会計年度任用職員について期末手当の支給が可能となるよう給付に関する規定を整備するものでございます。

また、4のとおり令和2年4月1日から施行されます。

下段に任用根拠を図にしております。これが右側のとおり改正をされます。

なお、組合事務局の現状で申し上げますと、図の下段、特別職につきましては法令上その職務が限定的に定められることから、現在嘱託職員でありますけれども、伊南衛生センターの所長につきましては会計年度任用職員に移行する予定でございます。

おめくりをいただき2ページをお願いいたします。

導入されます会計年度任用職員制度について概要を御説明申し上げます。

2の制度の概要にありますように、会計年度任用職員については、勤務日数、勤務時間が正規職員である常勤の職員と同じかまたは短いかによりフルタイム勤務とパートタイム勤務の2つに制度上区分され、その区分に従い給与等の給付体系を整備するものでございます。

下段の3のとおり、会計年度任用職員制度を導入するに当たり、議案第14号 伊南行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定し、給与等に関する事項を定めるものでございます。

右側の3ページをお願いいたします。

4の会計年度任用職員に関する関係条例の整備としまして、議案第15号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例により9つの条例を整理するものでございます。改正条例は9条まで条立てとなっております。

表の左側に一部改正条例の条番号、その右側に条例名及び一部改正の内容をお示ししてありますので、改正条例とあわせてごらんいただきたいと思っております。

4ページをお願いいたします。

今回の地方自治法等の一部改正により導入されます会計年度任用職員は、一定の条件を満たす場合において地方公務員の育児休業等に関する法律が適用されることとなり、育児休業等や部分休業を取得することができるようになります。

法の趣旨を踏まえ、非常勤職員についても育児休業等が取得できるよう、議案第16号の一部改正条例により新たに非常勤職員の育児休業等に関する事項について定めるものでございます。

改正の概要ですが、育児休業をすることができる職員は、在職した期間が1年以上で養育する子が1歳6ヶ月に達する日までに任期が満了することが明らかでない場合など、育児休業することができる期間は原則養育する子の1歳到達日まで、特別な事情がある場合は2歳までとなっております。

一部改正条例の条番号をお示ししてございますので、改正条例とあわせてごらんをいただきたいと思っております。それでは、議案書にお戻りいただきまして14-2ページをお願いいたします。

改正内容ですけれども、第1条は本条例の趣旨規定で、地方公務員法及び地方自治法の規定に基づき会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるとするものでございます。

第2条は、第1条の給与をフルタイム会計年度任用職員にあっては給料、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当とし、パートタイム会計年度任用職員にあっては報酬及び期末手当とするものです。

第3条から第14条までは、フルタイム会計年度任用職員の給料、手当等について定めております。

第3条ですけれども、給与条例第3条、これは常勤職員の給料を定めております。この規定をフルタイム会計年度任用職員について準用するものでございます。

第4条は、第3条で準用する給料表の俸率は規則で定めた基準によることとするもの。

第5条は、給料の支給方法は常勤の職員と同様とし、給与条例の規定を準用するもの。

第6条は、通勤手当について常勤の職員の通勤手当を定める給与条例の規定を準用するもの。

第7条は、特殊勤務手当について伊南行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例を準用するもの。

第8条は、超過勤務手当について給与条例の規定を準用するもの。

おめくりいただきまして14-3ページをお願いします。

第9条の休日勤務手当及び第10条の夜間勤務手当についても給与条例の規定を準用するもの。

第11条は、期末手当について同様に給与条例の規定を準用するものとし、この場合六月以上の任用期間を必要とし、前年度から引き続きの場合はこれを通算することなどを定めるものであります。

第12条は、超過勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当の額の算出の際必要となる1時間当たりの給与額を定めるもの。

第13条は、1時間当たりの給与の額、超過勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当のそれぞれの額を算定する場合において端数処理の方法を定めるもの。

14-4ページになりますが、第14条は、国民の祝日や年末年始の休日、有給休暇等を除き、フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは給料を減額することを定めるものでございます。

次の第15条から第24条までは、パートタイム会計年度任用職員の報酬等について定めております。

第 15 条第 1 項は、パートタイム会計年度任用職員のうち月額報酬による場合の額は基準月額からパートタイム会計年度任用職員の 1 週間当たりの勤務時間を常勤の職員の 1 週間の勤務時間である 3 8 時間 4 5 分と比較して短い分だけ割り落とした額とすることを定めるもの。

第 2 項は日額で報酬を定める場合、第 3 項は時間当たりの額で報酬を定める場合を、それぞれ定めるもの。

第 4 項は、この条における基準月額についてパートタイム会計年度任用職員を職務の内容や責任等を考慮してフルタイム会計年度任用職員とみなし、算出した額とすることを定めるものです。

第 16 条は、特殊勤務手当条例に規定する業務に従事した場合、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額の相当額を報酬として支給することを定めるもの。

第 17 条は、超過勤務に対し超過勤務に係る報酬として支給することを定めるもので、正規の勤務時間と超過勤務の合計が 7 時間 4 5 分を超えた場合にはフルタイム会計年度任用職員と同様に割り増して支給することを定めるもの。

1 4 - 5 ページですが、第 3 項は、一月の超過勤務時間が 6 0 時間を超えた場合についてフルタイム会計年度任用職員と同様に割り増して支給することを定めるもの。

18 条は、休日の勤務に対して休日勤務にかかる報酬として支給することを定めるもの。

第 19 条は、特に必要と認める勤務に対しては常勤の職員との均衡その他職務の特殊性を考慮して報酬を支給できる旨を定めるもの。

第 20 条は、任期の定めが六月以上のパートタイム会計年度任用職員について、給与条例の規定を準用し期末手当を支給することを定めるもので、任期の通算についてはフルタイム会計年度任用職員と同様に定めるものです。

1 4 - 6 ページですが、第 21 条は、報酬の支給方法について定めるもの。

第 22 条は、パートタイム会計年度任用職員の勤務 1 時間当たりの報酬の額を定めるもの。

第 23 条は、1 時間当たりの報酬の額等を計算する場合において端数処理の方法を定めるもの。

第 24 条は、月額及び日額による報酬について、正規の勤務時間中に勤務しないときはその勤務しない時間相当分を減額することを定めるもの。

1 4 - 7 ページをお願いします。

第 25 条は、特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との均衡及び職務の特殊性を考慮し定めるものとするものでございます。

第 26 条は、パートタイム会計年度任用職員が給与条例に規定する通勤手当の支給に該当する場合は通勤手当の額に相当する額を費用弁償として支給することを定めるものです。

附則としまして、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

また、経過措置として、期末手当の支給に関し、任用の期間についてはこの条例の施行前の任用の期間を通算することを定めるものでございます。

続きまして、議案書 1 5 - 1 ページをお願いいたします。

議案第 1 5 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について提案説明を申し上げます。

提案理由であります。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い会計年度任用職員制度に関係する条例の整理を行うもので、関係する9条例の一部改正を行うものでございます。

おめくりいただきまして15-2ページをお願いいたします。

また、先ほど御説明しました資料の3ページをあわせてごらんください。

改正の内容ですが、第1条は、会計年度任用職員制度について心身の故障のため長期の休養を要する場合における長期休養を命じることのできる期間を任命権者が定める期間の範囲内とするもの。

第2条は、給与を報酬として支払うパートタイム会計年度任用職員についても懲戒処分による減給の対象となることを定めるもの。

第3条は、会計年度任用職員の給与について伊南行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に規定することから非常勤職員の給与の規定を伊南行政組合一般職の職員の給与条例から削除するもの。

第4条は、パートタイム会計年度任用職員については退職手当の支給規定を適用しないことを定めるもの。

15-3ページですけれども、第5条は、会計年度任用職員として任用される労務職員の給与の種類等について伊南行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例と同様に定めるもの及び条文の整理を行うものでございます。

第6条は、会計年度任用職員については育児休業中の期末手当の支給調整及び育児休業による職務復帰後の号俸の調整をしないことを定めるもの。

第7条は、パートタイム会計年度任用職員の勤務時間を常勤職員の勤務時間より短い範囲以内において定めるものとするもの及び会計年度任用職員の勤務時間、休暇については規則で定めるとするもの。

第8条は条文の整理でございます。

15-3ページになりますが、第9条は、人事行政の運営等の状況の公表にフルタイム会計年度任用職員を含めることを定めるものでございます。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案書16-1ページをお願いいたします。

議案第16号 伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

提案理由ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき非常勤職員の育児休業等に関する規定を整備するため一部改正を行うものでございます。

おめくりいただきまして16-2ページをお願いいたします。

また、先ほど御説明しました資料の4ページをあわせてごらんください。

改正内容ですが、第2条は、育児休業をすることができない職員を定めるものですが、追加します第3号の規定により育児休業をすることができる非常勤職員は、アにありますように在職した期間が1年以上であり養育する子が1歳6ヶ月に達する日までに任期が満了することが明らかでない場合であって、勤務日数が規則で定める日以上である場合、イにありますように1歳から1歳6ヶ月に達するまでの子を養育するため育児休業をしようとする場合にあっては子の1歳到達日において育児休業をしている場合、ウにありますように任期の末日まで育児休業をしている職員であって任期の更新または採用に伴い引き続き育児休業をしようとする場合でござい

す。

第2条の3を第2条の5とし、追加します第2条の3は、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定に基づき育児休業をすることができる期間の末日を定めるもの、つまり、育児休業をすることができる期間を定めるものであります。期間は、第1号のとおり原則養育する子の1歳到達日とし、第2号のとおり配偶者と非常勤職員がそれぞれ育児休業しようとする場合は1歳2ヶ月に達するまで。

16-3ページになりますが、第3号のとおり非常勤職員または配偶者が子の1歳到達日に育児休業をしている場合で、1歳到達後において育児休業をすることが継続的な勤務のために必要な場合は1歳6ヶ月に達する日まで取得することができるとするものです。

追加します条例第2条の4は、法第2条第1項の規定に基づき2歳に達する日まで育児休業をすることができる場合として、第1号のとおり非常勤職員または配偶者が子の1歳6ヶ月到達日に育児休業している場合で、かつ第2号のとおり1歳6ヶ月到達日後において育児休業することが継続的な勤務のために特に必要な場合とするものでございます。

16-4ページ上段ですが、第3条に2号を加える改正は、法第2条第1項ただし書きの規定に基づき再度育児休業を取得できる特別な事情について2号を追加するものでございます。

育児休業の取得は原則として、1人の子について1回に限られておりますが、再度育児休業を取得できる特別な事情として、第7号にありますように第2条の3第3号に掲げる1歳到達後において育児休業することが継続的な勤務のために必要な場合に該当すること、または第2条の4に規定する1歳6ヶ月到達後において育児休業することが継続的な勤務のために特に必要な場合に該当する場合、第8号にありますように任期が更新され更新後の任期の初日を育児休業の初日として取得する場合とするものでございます。

第10条は条文の整理。

第17条の改正は、部分休業をすることができない非常勤職員として在職した期間が1年未満である非常勤職員または勤務日数及び勤務時間が短い非常勤職員を定めるもの。

第18条は、部分休業をすることができる時間を定めるもので、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲以内とするものでございます。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○病院事務長（市瀬 憲治君） 議案第17号 伊南行政組合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案説明を申し上げます。

議案書17-1ページをお開きください。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い病院事業企業職員の会計年度任用職員の給与等の種類を定めるとともに、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い改正を行うものでございます。

なお、病院事業企業職員は、給与の種類及び基準を条例で定め、支給内容等につきましては病院事業者が規定するものでございます。

議案書 17-2 ページをお開きください。

条例の題名を伊南行政組合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例と改めたいものでございます。

第 1 条は、条例の目的に給与のほか費用弁償を加えるもので、第 2 条は給与の種類を定めており、フルタイム会計年度任用職員を加えることのほか、字句の整理を行うものです。

第 20 条第 2 項は、退職手当の支給制限を定めており、地方公務員法第 16 条の規定から成年被後見人等にかかわる欠格条項が削除されたことに伴い条文の整理をするものです。

第 27 条以降、2 条ずつ繰り下げ、第 27 条としてパートタイム会計年度任用職員の給与等の基準について定め、第 28 条はフルタイム会計年度任用職員に適用しない手当の種類について定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するもので、第 20 条第 2 項第 2 号の改正規定は公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長（平岩 肇君） 議案第 18 号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例及び伊南行政組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

議案書の 18-1 ページをお願いいたします。

提案理由ですが、令和元年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ一般職の職員及び一般職の任期つき職員の給料月額、勤勉手当及び住居手当の支給率等を改定するものでございます。

別にお配りしてございます議案第 18 号説明資料、先ほどの資料の 5 ページになりますが、ごらんをいただきたいと思っております。

1 の国家公務員給与改定の概要ですが、(1) の国における経過はごらんをいただきまして、(2) の改定内容ですが、①特別職の職員は、期末手当を一般職の指定職員に準じ年間 3.35 月分から 3.4 月分への引き上げ、②一般職の職員については、俸給表の改定を基本に初任給の引き上げと若年層が在職する号俸について平均改定率 0.1% の改定、また期末手当については年間 4.45 月分から 4.5 月分へ 0.05 月分引き上げる内容でございます。

次に、2 の伊南行政組合一般職の職員の給与改定であります。令和元年度の給与水準改定として (1) の給料表は 4 月 1 日に遡及し適用するもので、先ほどのとおり初任給を大卒 1,500 円、高卒 2,000 円の引き上げ、若年層の在籍する号俸を平均で 0.1% 改定するものです。

(2) の期末勤勉手当ですけれども、民間の支給割合に見合う引き上げで、一般職の職員は年間 4.45 月分を 4.5 月分に 0.05 月分引き上げるもので、勤務実績を反映させるため勤勉手当に配分するものであります。あわせて一般職の任期つき職員につきましても給料表及び期末手当の支給月数をそれぞれ人事院勧告に基づき改定するものです。

(3) の住居手当の改定ですが、手当の支給対象となる家賃額の下限を 4,000 円引き上げ、手当額の上限を 2 万 7,000 円から 2 万 8,000 円へ 1,000 円の引き上げを行うものでございます。

それでは、議案書の 18-2 ページをお願いいたします。

第 1 条の改正は一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、第 19 条第 2 項は令和元年度の勤勉手当の支給割合を先ほど資料で御説明したとおり年間で 0.05 月分引き上げる内容の規定でございます。

18-2ページから18-7ページまでの別表1でございますけれども、給料表を改めるものでございまして、改定後の給料表となります。

18-7ページ、第2条の改定ですけれども、住居手当について支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げるとともに、手当額の上限を1,000円引き上げるもの。

第3条の改正は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例で、第4条第1項の表を改正し、一般職の任期つき職員のうち特定任期つき職員の給料表を改定するもの。1号俸のみ1,000円の引き上げとなっております。

第5条第2項の改定ですけれども、期末手当の支給率を0.05月分引き上げる改定を行うものでございます。

なお、当組合にこの対象となる職員は現在おりません。

附則としまして、第1条第1項は、この条例は公布の日から施行し、第2条、住居手当の規定については令和2年4月1日から施行するものでございます。

第2項は一般職の職員及び任期つき職員の給与改定について平成31年4月1日に遡及して適用するものでございます。

第3項は改正前に支給されているものを改正後の内払いとみなすものとする規定であります。

附則の第2条は、改正により住居手当が2,000円を超えて減額となる職員については一年間所要の経過措置を設けるものでございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎 啓造君） これをもって提案理由の説明を終結いたします。

続きまして、

議案第19号 令和元年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）

議案第20号 令和元年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第1号）

以上2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（平岩 肇君） 議案第19号 令和元年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

議案書19-1ページをお開きください。

第1条にございますように、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第1表 債務負担行為によることとなっております。

今回の補正予算は、現在不具合を生じております伊南聖苑の空調設備改修に当たり、工事発注の手続については今年度中に着手をしたいため債務負担行為の設定をお願いしたいものであります。

19-2ページ、第1表をごらんください。

債務負担行為の事項につきましては、伊南聖苑空調設備改修工事。

期間は令和元年度から令和2年度まで。

限度額は2,350万円でございます。

次ページに債務負担行為で令和２年度以降にわたるものについての平成３０年度末までの支出額または支出額の見込み及び令和元年度以降の支出予定額等に関する調書を掲げてございますので、御確認をいただきたいと思ひます。

説明は以上です。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○病院事務長（市瀬 憲治君） 議案第２０号 令和元年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第１号）につきまして提案説明を申し上げます。

別冊の補正予算書１ページをお開きください。

今回の補正は、入院患者の減及び外来患者の増によります業務量の補正と高額材料の使用量増加に伴ひ医業収益、医業費用の増額、職員数の減によります給与費の減額を行うものでございます。

第２条 業務の予定量では、１日当たりの入院患者数を７名減の１９０人、外来患者数を１人増の５１４人とし、第３条 収益的収入及び支出では、収入１項 医療収益を２億２,０００万円増額し、１款 病院事業収益を７１億６,５９２万１,０００円とし、支出１項 医療費用を２億４,０００万円増額し、１款 病院事業費用を６８億９,０６５万４,０００円としたいとするものです。

第３条 収益的収入及び支出につきましては、予算実施計画書で御説明いたします。

２ページをおめくりください。

予算実施計画補正第１号ですが、収益的収入及び支出では、収入１項１目 入院収益は、患者数の減少がございますが、入院診療単価の増加により２,６００万円増額。

２目 外来収益は患者数の増、外来診療単価の増加により１億９,６００万円増額。

支出１項１目 給与費は、給与改定、職員構成変動などにより給料、諸手当、賃金を減額、法定福利費を増額。

２目 材料費は、薬品費、診療材料費において高額な材料の増加により増額をお願いするものでございます。

１ページにお戻りください。

第４条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、給与費の減額に伴ひ６,７００万円減額し３５億６,８８３万円。

第５条 棚卸資産購入限度額は、材料費３億１,０００万円の増額に伴ひ１８億４,９７０万円としたいとするものでございます。

議案書３ページ以降の予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表につきましては、後刻お目通しをいただきたいと思ひます。

提案説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（山崎 啓造君） これをもって提案理由の説明を終結いたします。

ここで議案調査のため暫時休憩とします。再開時刻を午後３時３５分とします。

休憩。

午後３時３０分 休憩

午後３時３５分 再開

○議 長（山崎 啓造君） 本会議を再開します。

日程第4 これより議案に対する質疑を行います。

議案第13号 伊南行政組合職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

議案第14号 伊南行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

議案第15号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第16号 伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第17号 伊南行政組合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第18号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例及び伊南行政組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

以上6議案を一括議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（山崎 啓造君） 質疑なしと認めます。

次に、

議案第19号 令和元年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）

議案第20号 令和元年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第1号）

以上2議案を一括議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（山崎 啓造君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

本日提案されました議案は、別紙議案付託表のとおり、各常任委員会へ付託をいたします。

各委員会は、本会期中に内容審査の上、議長まで審査結果を報告願います。

委員会審査のため暫時休憩とします。再開時刻は、放送をもってお知らせします。

午後3時37分 休憩

午後4時30分 再開

○議 長（山崎 啓造君） 本会議を再開いたします。

日程第5

議案第13号 伊南行政組合職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

議案第14号 伊南行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

議案第15号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第16号 伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第17号 伊南行政組合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第18号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例及び伊南行政組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

以上6議案を一括議題といたします。

本案は本日の会議において総務衛生委員会及び病院厚生委員会に付託してあります。

議案第13号から議案第16号及び第18号については総務衛生委員長から、議案第17号については病院厚生委員長から、それぞれ審査結果の報告を求めます。

○総務衛生委員長（天野 早人君） 本日の会議において総務衛生委員会に付託されました議案第13号から第16号につきまして審査結果の報告をいたします。

初めに、議案第13号 伊南行政組合職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例につきまして内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告をいたします。

次に、議案第14号 伊南行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきまして内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告をいたします。

続きまして、議案第15号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

次に、議案第16号 伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

なお、議案第13号から第16号まで、質疑や意見はございませんでした。

以上でございます。

○病院厚生委員長（三原 一高君） 病院厚生委員会審査結果報告。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第17号 伊南行政組合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

○総務衛生委員長（天野 早人君） それでは、総務衛生委員会の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託されました議案第18号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例及び伊南行政組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例につきまして内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

なお、質疑や意見はございませんでした。

以上でございます。

○議 長（山崎 啓造君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（山崎 啓造君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 啓造君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、

議案第19号 令和元年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）

議案第20号 令和元年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第1号）

以上2議案を一括議題といたします。

本案は本日の会議において総務衛生委員会及び病院厚生委員会に付託してあります。

議案第19号については総務衛生委員長から、議案第20号については病院厚生委員長から、それぞれ審査結果の報告を求めます。

○総務衛生委員長（天野 早人君） それでは、総務衛生委員会の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託されました議案第19号 令和元年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）につきまして内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

なお、質疑や意見はございませんでした。

以上でございます。

○病院構成委員長（三原 一高君） 病院厚生委員会の審査結果報告をいたします。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第20号 令和元年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

なお、質疑の中で「給与費6,700万円の減額の理由及び補正が今になった理由、職員に労働力の加重はないか。」との質問があり「職員16名の減員であった。額が大きくなってきたので補正とした。足りない中でも業務調整をし、十分やっている。」との答弁がありました。

以上です。

○議長（山崎 啓造君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 啓造君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 啓造君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案の採決を行います。

まず、議案第13号 伊南行政組合職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例について採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(山崎 啓造君) 異議なしと認めます。よって、議案第13号 伊南行政組合職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第14号 伊南行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(山崎 啓造君) 異議なしと認めます。よって、議案第14号 伊南行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第15号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(山崎 啓造君) 異議なしと認めます。よって、議案第15号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第16号 伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(山崎 啓造君) 異議なしと認めます。よって、議案第16号 伊南行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第17号 伊南行政組合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(山崎 啓造君) 異議なしと認めます。よって、議案第17号 伊南行政組合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第18号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例及び伊南行政組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(山崎 啓造君) 異議なしと認めます。よって、議案第18号 伊南行政組合一般職の職員の給

与に関する条例及び伊南行政組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第19号 令和元年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 啓造君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号 令和元年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第20号 令和元年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 啓造君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号 令和元年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

組合長よりごあいさつをお願いいたします。

○組合長（杉本 幸治君） 令和元年第4回伊南行政組合議会定例会の閉会に当たりまして一言御礼のごあいさつを申し上げます。

今定例会に提案をさせていただきました全ての議案につきまして、慎重なる御審議の上、いずれも原案のとおり御決定を賜りましたことに対し心から感謝を申し上げる次第でございます。

ここでお許しをいただき、一言御礼の言葉を述べさせていただきたいと存じます。

平成20年、駒ヶ根市長に当選以来、3期12年間、伊南行政組合の組合長として、伊南住民の安心・安全、福祉の向上を願い続け、今日まで誠心誠意、伊南行政組合行政を担わせていただけてまいりました。組合長としての重みは、至らない未熟者の私にとりましては苦勞の連続でございましたが、議会、住民の皆様の御協力、御理解のもと、旧消防本部庁舎の解体、旧伊南衛生センターの解体、消防事業の広域化、不燃物等の処理が上伊那一本化されたことによります大田切不燃物処理場の解体、平成21年度から検討されてきた将来のし尿処理等処理方法について方針が定まったことによります衛生センターの基幹的設備改良工事に着手できたことなど、懸案の多くの事業を実現することができました。大変感謝をしているところでございます。

とりわけ、昭和伊南総合病院につきましては、地域の皆様の安全・安心のかなめでございます。何としましても守りたいという強い思いで取り組んでまいりました。就任当初は、国におけます医師臨床研修制度の創設や県の産科、小児科を中心とした医師の集約化、重点化の方針による影響で医師数が35人から23人に減少し、医師不足から経営悪化も進み、平成20年度において累積赤字は17億1,000万円と危機的な状況でありました。そこで、医師確保に東奔西走するとともに、公営企業法を全部適用した経営形態の見直しを含め、公立病院経営改革プランを策定し、それに沿った徹底した経費削減対策など、経営再建に取り組んでまいりました。この間、病院においても職員の給与カットを行うなど、事業管理者を中心に全職員一丸となって取り組んでいただきました。その

結果、平成21年度から25年度までの5年間連続で単年度黒字決算となり、経営状況は改善をされ、回復期リハビリ病棟の新設、地域包括ケア病棟の新設、ヘリポートの竣工など、中核病院としての設備が進んだところでございます。現在では、内部留保資金も増加し、医師数も29人となり、新病院建設に向け検討に着手することができました。

本当に多くの皆様方のお力をいただく中で昭和伊南総合病院を存続できたことは、まことに感慨深い思いでございます。思えば、解決困難と思われる数々の課題がございましたが、ここまで乗り越え、こうして本日がございますのは、伊南は一つを合い言葉に努力をいただいていた歴代理事者、職員をはじめ議会の皆様、住民の皆様方には、至らない私を常に御指導、御鞭撻、叱咤激励を賜り、こんにちまで導いてくださいましたおかげと、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

終りに、令和元年の年の瀬も迫り、師走の慌ただしい時期であります。議員各位並びに伊南地域の住民の皆様方には、時節柄一層の御自愛をいただき、御健勝にて新年を迎えますことを御祈念申し上げます。

終りに、迎える年が皆様と伊南地域にとりまして平穏で穏やかな一年でありますとともに、よりよい年であることを心からお祈りを申し上げて、閉会に当たりましての最後のあいさつとさせていただきます。

本当に長い間、大変お世話になりました。ありがとうございました。(一同拍手)

○議 長(山崎 啓造君) これにて令和元年第4回伊南行政組合議会定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。

○次 長(松澤 京子君) 御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼)

ありがとうございました。

午後4時50分 閉会

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

令和元年12月24日

伊南行政組合議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員